

業務指示書（小規模）

ジブチ国地熱開発にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年1月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地熱資源開発に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と(2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地質調査）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地質調査に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（ジブチ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地化学調査】

- 1) 類似業務の経験：地化学調査に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。

(DJF1 = 0.585 円 , US\$1 = 102.19 円 , EUR1 = 138.88 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プрезентーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地質調査
地化学調査

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.95 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月10日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・ [直接経費]・[直接人件費]・[その他原価]・[一般管理費等]の費目間流用はできず、
[直接経費]・[直接人件費]・[その他原価]・[一般管理費等]のそれぞれの費目において
増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、
必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

[直接経費]・[直接人件費]・[その他原価]・[一般管理費等]の費目間の流用はできない。
ただし、[直接経費]内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表
ジブチ国地熱開発にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地質調査	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地化学調査	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ジブチは人口約90万人、面積約2万km²（四国の1.3倍）と小国であるものの、アジア・ヨーロッパ・アフリカをつなぐ海上交通路の要衝に位置し、「アフリカの角」の安定の要石として、ソマリア地域の和平プロセスや海賊対策に積極的に貢献している。仏・米軍が駐留しているのに加え、我が国は2009年3月から海賊対策のため、自衛隊をジブチに派遣している。経済は主に港湾における国際貨物取扱（主にエチオピア向け）等に支えられており、GDPの約80%を第3次産業が占めている。近年、経済成長率は5%程度と比較的堅調であり、一人当たりGNIは1,270米ドル（2009年）とサブサハラの平均レベルにある。

2010年の発電容量は137MWであり、その全てをディーゼル発電に頼っていた。結果、電気料金は0.28～0.45USD/kWhと高く、料金の低減が喫緊の課題となっている。世銀マスタープランによると電力需要は2011年で68MW、2015年で138MW、2020年で165MWに達すると見込まれている。ジブチ政府の電力政策は①エチオピアからの送電量の確保と②国内電源開発に重点を置いている。①については2011年5月に国際送電線が運転し、現在では国内電力供給の約8割をエチオピアに頼るまでに至っている（輸入電力単価は0.06～0.08USD/kWh）。しかしながら、エチオピアの主電源は水力発電であることから、同国の乾季（11月～6月）の間は供給保証がなく、依然として②国内電源開発が大きな課題となっている。この中で、ジブチ政府は、230～860MWと推定される国内の地熱資源に着目し、当面の開発目標を50MW以上に掲げ、国家の主要課題として開発を推し進めている。

ジブチでは1970年代から地熱資源調査が進められているが、未だに成功していない。根本的な原因是、地熱流体の塩分濃度が極めて高い（海水以上）ことにあり、このような地点では、生産井や気液二相流管の閉塞に繋がるスケール（金属硫化物やシリカ等）対策が必要になるため、事業の採算を鑑み、開発を避けるのが一般的である。このような中、現時点では、二つの地熱資源開発が進められている。一つは世銀を筆頭（他、アフリカ開銀、フランス援助庁等）としたF/S調査（以下、「世銀調査」という。）であり、Assal RiftのFiale地点で試掘と貯留層評価を行うもの。当初予定では2014年10月から試掘を開始し、2015年11月頃に貯留槽評価を行う予定であったが、既に6ヶ月遅れている。もう一つは高等教育省ジブチ調査研究センター（CERD）によるプレF/S調査（以下、「CERD調査」という。）であり、国内の地熱有望地点全13地点（Arta, Assal Rift, Djibouti, Dorra, Gagade, Hanle, Lac Abbe, Nord Goubet, Nord Lac Assal, Obock, Rouweli, Sakalol, Sud Goubet）を対象に実施している。このうち、3地点（Assal Rift, Hanle, Obock）では物理探査まで行われている。

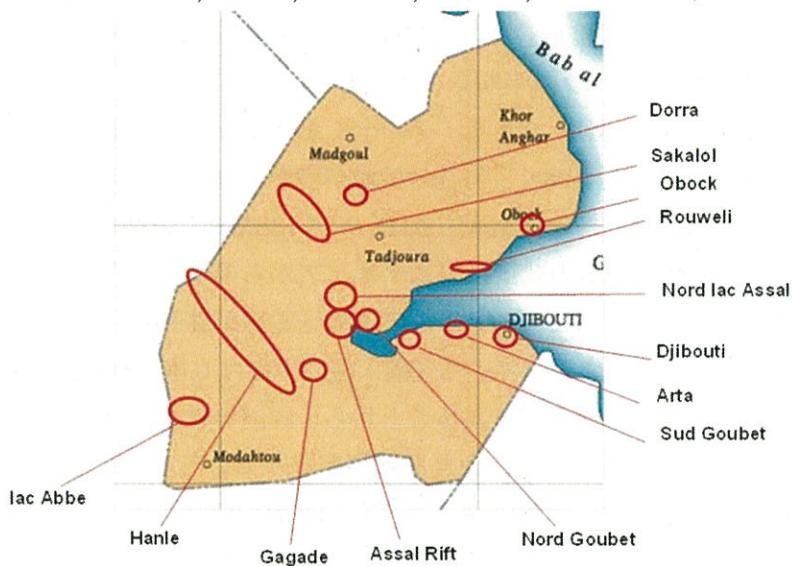
このような状況下、TICAD V及び安倍総理のジブチ訪問時（2013年8月）の首脳会談の場で、ゲレ大統領から地熱開発への協力要請がなされ、安倍総理は技術協力支援を通じた地熱開発事業化への支援を表明した。これを受け、当機構は具体的な要望内容を確認するため、2013年9月にAssal Rift以外での地熱資源開発やスケール対策に係る技術開発等への協力についてジブチ側と意見交換を行った。しかしながら、地熱流体の塩分濃度が高いジブチでの地熱開発は世界的にも難易度が高く、協力の前提条件を整理・確認することが重要であり、技術的観点から基礎情報を収集・分析する必要がある。

2. 調査の目的

本調査は、ジブチの地熱有望地点を対象に、既存の地熱資源調査のレビューと概査（衛星画像解析、地質調査、地化学調査）を行い、今後の地熱開発支援の方向性を検討するための基礎情報を収集・分析する。

3. 調査対象地域

ジブチの地熱有望地点 13 地点 (Arta, Assal Rift, Djibouti, Dorra, Gagade, Hanle, Lac Abbe, Nord Goubet, Nord Lac Assal, Obock, Rouweli, Sakalol, Sud Goubet)



4. 調査業務の範囲

本業務は「2. 調査の目的」を達成するため、当機構及びジブチ関係諸機関と十分な意見交換を行いながら、「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査業務の内容」に示す調査を実施する。また、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、当機構に提出する。なお、調査報告書の作成に当たっては、当機構担当部と協議しつつ進めるものとする。

5. 調査実施上の留意事項

プロポーザル作成にあたっては「3. 業務の目的」が達成されることを条件として、全体作業計画及び個々の調査について、具体的な作業内容及び理由を付してプロポーザルにおいて提案すること。業務実施の基本方針及び方法については、詳細説明に加えて別途図表やフローチャートを活用し、簡潔に調査内容を説明する資料（調査コンセプトを表す資料）をプロポーザルにおいて明確かつ具体的な提案をすること。なお、当機構が想定する作業内容を踏襲し、これと同じ提案をする場合においても、簡潔にその理由を記載すること。

本調査実施にあたっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 既存調査

過去に実施あるいは現在実施中の主な地熱資源調査は以下のとおり、様々な機関が異なる調査対象・方法で行っており、既存調査レビューではこれらを整理する。

<全国対象>

- ・ 2009年：世銀「Least Cost Electricity Master Plan, Djibouti」
- ・ 2010年：JICA「アフリカ地熱開発に係る現状確認調査」
- ・ 実施中：CERD調査

<Assal Rift 対象>

- ・ 1975～1988年：フランスの地質鉱物研究所による試掘調査。地熱流体が海水より塩濃度の高く、開発は断念
- ・ 2007年：Assal Rift の Fialeにおいて、アイスランドの Reykjavik Energy Investment 社が実施したプレF/S調査（以下、「REI調査」という。）。Fialeでは海水の貢入により塩分濃度が海水レベルまで低下していると予測
- ・ 2012年：NEDO「グレート・リフト・バレーにおける地熱発電プロジェクトの案件発掘調査」
- ・ 2013年：NEDO「ジブチおよびエチオピアにおける地熱発電プロジェクトの案件組成調査」
- ・ 実施中：世銀調査。REI調査の結果及び米国における高塩濃度下のスケール対策技術の進歩を踏まえ、F/S調査を実施中。なお当該スケール対策技術の具体的な内容は不明

(2) 本調査で行う概査

CERD調査を含めた複数の機関が異なる調査対象・方法で地熱資源調査を行っているが、本調査では、原則、Assal Riftを含めた全13地点を対象に実施することとし、統一的な基準による概査に基づいた有望地点間の比較優位を行うとともに、CERDの調査能力を査定する。ただし、衛星画像データ解析の結果あるいは地点へのアクセスの難易度により、調査地点数が増減する可能性がある。なお、岩石・温泉水あるいは自然噴気のサンプル分析に関しては、本邦にサンプルを持ち帰っての分析を想定している。

(3) 地熱開発に係る実施体制

ジブチの地熱資源調査には、研究機関である高等教育省傘下の CERD と開発機関であるエネルギー資源省傘下のジブチ電力公社 (EdD) が関与している。CERDはフランスで学位を取得した博士や機材が整備されており、一定の能力を有していると見られるが、EdDの地熱開発能力は人材・機材とも限られている。ジブチ政府はケニアに倣い、地熱資源開発を国家が行う方針であり、探査から試掘、貯留層評価、IPPとの蒸気契約までを担う地熱資源開発機関 (ODDEG) をEdDを核に設置する計画であるが、CERDの関与は未だ整理されていない。本調査では CERD と EdD の双方と連携・情報収集を行いつつ、ジブチの実施体制に関する最新の情報を収集する。

6. 調査業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

(1) 国内事前準備作業（2014年2月下旬～3月上旬）

- ア 既存調査報告書をレビューする。
- イ 質問票（仮）を作成する。

- ウ インセプションレポートを作成する。
 - エ 対処方針会議に出席し、インセプションレポートの概要を説明する。
 - オ 衛星画像解析を行い、調査対象（サンプリング）地点の検討を行う。
 - カ 地理情報システム（GIS）を併用した各地点のプロファイル作成準備を行う。
- ※オ及びカについては、対処方針会議前に完了することは想定していない。

（2）第1次現地調査期間（2014年3月上旬～3月中旬。当機構団員同行）

- ア 在ジブチ日本国大使館及び当機構エチオピア事務所、ジブチ支所との打合せに出席し、インセプションレポートの概要を説明する。
- イ ジブチ側との協議の場に参加し、技術的見地から意見交換を行う。
- ウ ジブチ側と第2次現地調査（地質・温泉水サンプル収集等）に向けたロジ等の準備を行う。
- エ 調査対象（サンプリング）地点が国立公園に含まれるか否か確認する。
- オ 質問票（仮）をジブチ側に手交し、回答期限等の調整を行う。

（3）第1次国内作業（2014年3月中旬～3月下旬）

- ア 既存調査の整理を行う。
- イ 派遣前会議に出席し、当機構と協議の上、調査対象（サンプリング）地点の選定を含めた第2次現地調査計画を作成する。

（4）第2次現地調査期間（2014年4月上旬～4月下旬）

- ア 当機構ジブチ支所に第2次現地調査計画の説明・調整を行う。
- イ ジブチ側と協議の上、調査対象（サンプリング）地点の最終選定を行う。その上で、現地踏査を通じ、以下の調査を行う。
 - ・地熱微候（断裂系、熱水変質帯、温泉・自然噴気等）の確認
 - ・地質解析用の変質岩試料のサンプリング（岩石薄片顕微鏡観察：1地点2試料程度、X線分析：1地点5試料程度）
 - ・地化学解析用の温泉水あるいは自然噴気試料のサンプリング（1地点3試料程度。ただし、同位体については代表点で1試料程度）
 - ・試掘用地及び試掘用水の確保の妥当性確認
 - ・サンプリングで収集した試料の輸出手続きの実施
- ウ CERDのMT探査の調査方法及びデータクオリティを確認する。
- エ その他、以下の情報を収集する。
 - ・CERD及びEdDの実施体制（組織、人材、保有機材）
 - ・ODDEG設置に係る動向
 - ・世銀調査を含めた援助機関や地熱開発ファンドの動向
- オ 在ジブチ日本国大使館及び当機構エチオピア事務所、ジブチ支所に現地調査結果を報告する。

（5）第2次国内解析期間（2014年5月中旬～7月中旬）

- ア 当機構に対して帰国報告を行う。

- イ 採取した試料の解析を行う。(サンプリング分析は国内再委託を想定)
- ウ GIS を併用して、それぞれの有望地点に関するプロファイルを作成する。
- オ 調査で得られた総合的な情報から各有望地熱地点の資源量評価を行う。
- カ CERD 調査の結果と比較し、CERD の調査能力を査定する。
- キ 今後の地熱開発支援の方向性・留意事項（スケール対策、試掘方法含む）を提言する。
- ク 上記を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを作成し、当機構に説明する。

(6) 第3次現地調査期間（2014年8月中旬～8月下旬。当機構団員同行予定）

- ア ジブチ側及び在ジブチ日本国大使館、当機構エチオピア事務所、ジブチ支所との協議に出席し、ドラフトファイナルレポートの概要を説明の上、今後の地熱開発支援の方向性について、技術的な提言を行う。

(7) 第3次国内解析期間（2014年8月下旬～9月上旬）

- ア 第3次現地調査の結果を踏まえ、ファイナルレポートを完成させる。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、4) ファイナルレポート及び5) ファイナルレポート要約とする。

1) 業務計画書	和文5部、電子データ 契約締結後10日以内
2) インセプションレポート	和文5部、英文15部（当機構5部、先方機関10部）、 及び電子データ【2014年1月中旬】
3) ドラフトファイナルレポート	和文5部、英文15部、（当機構5部、先方機関10部）、 及び電子データ【2014年5月下旬】
4) ファイナルレポート	和文5部、英文15部、（当機構5部、先方機関10部）、 及び電子データ【2014年7月中旬】
5) ファイナルレポート要約	和文5部、英文15部、（当機構5部、先方機関10部）、 及び電子データ【2014年7月中旬】

(2) ファイナルレポートの印刷及び電子化の仕様報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポートについては、製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。ただし、現地にて作成することから条件を満たすことが困難である場合にはこの限りでない。

(3) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で機構に提出する。

(4) 議事録・写真

現地調査時に撮影した写真（50枚程度）と議事録については、まとめてファイナルレポー

トに添付すること。

(5) 報告書作成にあたっては次の点に留意すること。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、機構が必要と認め提出を求めたものについて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2014年2月下旬より開始し、2014年9月下旬の終了を目指とする。2014年2月下旬より国内事前準備を開始し、完了後3月中旬まで当機構団員と共に第1次現地調査を行う。帰国後、第1次国内作業として、3月下旬までに作業を完了する。4月上旬から第2次現地調査を行い、第2次国内作業として、7月中旬までに作業を完了し、8月上旬までにドラフトファイナルレポートを提出する。8月中旬から第3次現地調査を行い、第3次国内作業として、9月上旬までに作業を完了し、9月下旬までにファイナルレポートを提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案があれば、具体的な理由とともに提案することを認める。

項目	時期	2014年							
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内準備作業		□							
インセプションレポート提出		△							
第1次現地調査			■						
第1次国内作業				□					
第2次現地調査				■					
第2次国内作業					■				
ドラフトファイナルレポート提出						■	△		
第3次現地調査							■		
第3次国内調査								□	
ファイナルレポート提出									△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：約8.2M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。調査内容及び工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／地質調査（2号）
- 2) 地化学調査（3号）
- 3) 物理探査
- 4) リモートセンシング
- 5) 通訳（仏）

3. 国内再委託

国内再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。具体的な分析の細目（分析項目、分析内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案すること。

- (1) 岩石サンプリング分析
- (2) 温泉水サンプリング分析

なお、国内再委託祭の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に準じ、選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、支持を行うこと。

4. 相手国の便宜供与

本調査は機構の責任において実施するものであることから、ジブチ政府から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、必要に応じ当機構産業開発・公共政策部等から主な調査対象機関へ、調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力をを行うものとする。

5. 配布資料/公開資料

<配布資料>

「アフリカ地熱開発に係る現状確認調査報告書」（当機構図書館のHP）

<公開資料>

「Least Cost Electricity Master Plan, Djibouti」（世銀のHP）

「グレート・リフト・バレーにおける地熱発電プロジェクトの案件発掘調査」（NEDOのHP）

「ジブチおよびエチオピアにおける地熱発電プロジェクトの案件組成調査」（NEDOのHP）

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、機構ジブチ支所及び管轄するエチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 特記事項

来年通常国会における予算成立のタイミングによっては、上記の調査工程が前後する可能性がある。

以 上